

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年2月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900302 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000071 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 15 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 18 年 12 月から平成 21 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 18 年 12 月から平成 21 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 15 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 18 年 12 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 18 年 12 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 1 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 15 年 5 月から同年 9 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 18 年 12 月から平成 19 年 7 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 19 年 8 月から同年 12 月まで	36 万円	47 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	36 万円	38 万円	47 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月まで	36 万円	38 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 11 月 27 日から平成 21 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額について、年金記録の標準報酬月額が実際に給与から控除されている厚生年金保険料額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年5月から同年9月までの期間及び平成18年12月から平成21年3月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社からの給与の振込先とする銀行の預金通帳の写し（以下「預金通帳の写し」という。）並びにA社が提出した請求者に係る平成19年度から平成21年度までの賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成15年5月から同年9月まで及び平成18年12月から平成21年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び預金通帳の写し並びに賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成15年5月から同年9月まで及び平成18年12月から平成21年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成15年5月から同年9月まで	32万円	47万円	—
平成18年12月から平成19年7月まで	32万円	47万円	—
平成19年8月から同年12月まで	36万円	47万円	—
平成20年1月から同年8月まで	36万円	38万円	47万円
平成20年9月から平成21年3月まで	36万円	38万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年5月から同年9月まで及び平成18年12月から平成21年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成15年5月から同年9月まで及び平成18年12月から平成21年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成20年1月から同年8月までの期間については、A社が提出した平成19年度の賃金台帳により、平成19年の定時決定の基礎となる平成19年の4月から6月までの報酬月額が確認できるところ、当該定時決定の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、平成20年1月から同年8月までの標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる

訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成12年11月から平成15年4月までの期間及び平成15年10月から平成18年11月までの期間(以下「当該期間」という。)については、前述の預金通帳の写しにより、給与の振込金額が確認できるところ、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A社の回答によると、同社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるB市は、住民税申告書の保管年限を10年としており平成21年度以前の資料等はない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900332 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000072 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 16 年 12 月から平成 21 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 12 月から平成 21 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 16 年 12 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 16 年 12 月から平成 18 年 8 月まで	24 万円	28 万円	—
平成 18 年 9 月から平成 20 年 8 月まで	24 万円	32 万円	—
平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月まで	28 万円	32 万円	34 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 9 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 16 年 11 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日まで

請求期間①については、B 社に勤務し、請求期間②については、A 社に勤務していた。

請求期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成 16 年 12 月から平成 21 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) については、A 社が提出した賃金台帳、請求者が提出した給与明細書並びに請求者の請求期間

②当時の住所地のひとつであるC市が提出した課税台帳照会により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年12月から平成21年3月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳、給与明細書及び課税台帳照会により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成16年12月から平成21年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成16年12月から平成18年8月まで	24万円	28万円	—
平成18年9月から平成20年8月まで	24万円	32万円	—
平成20年9月から平成21年3月まで	28万円	32万円	34万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月から平成21年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年12月から平成21年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年9月から平成21年3月までの期間については、A社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①については、B社は、平成26年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役は所在不明のため、厚生年金保険の届出状況等について、回答を得ることができない。

また、A社は、B社とは合併しておらず、別会社であり、資料も引き継いでいない旨回答していること、請求期間①において、請求者が給与の振込先であったとするD銀行は、保管期限を過ぎており請求者の入金明細を出せない旨回答していること、請求者の請求期間①当時の住

所地であるE市は、保存年限経過のため当該期間に係る課税資料を保管していない旨回答していること、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

4 請求期間②のうち、平成16年11月については、A社の回答によると、同社は平成18年以前の貸金台帳を保管しておらず、当該期間において、請求者が給与の振込先であったとするD銀行及び請求者の当該期間当時の住所地であるE市は、前記3のとおり回答していること、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②のうち、平成16年11月に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

5 このほか、請求者の請求期間①及び請求期間②のうちの平成16年11月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び請求期間②のうちの平成16年11月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000001 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000074 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、28 万円から 36 万円とする。
平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
A 社に係る請求期間の標準報酬月額よりも多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間については、A 社が提出した平成 19 年度の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額 (28 万円) を上回っていることが確認できる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 36 万円とすることが必要である。
平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月から平成19年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成18年12月から平成19年3月までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成15年10月から平成18年11月までの期間については、B銀行が提出した預金取引明細により、オンライン記録の標準報酬月額より高い振込金額であることが確認でき、C町が提出した請求者に係る平成16年度(平成15年分所得)から平成19年度(平成18年分所得)までの「所得・課税状況等調査回答書」により、各年の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、当該振込金額等からは、平成15年10月から平成18年11月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A社は、平成18年以前の賃金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の平成15年10月から平成18年11月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成15年10月から平成18年11月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成15年10月から平成18年11月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000164号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000075号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年12月の標準賞与額に係る記録を60万2,000円とすることが必要である。
平成19年12月の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月7日

厚生年金保険の記録によると、育児休業期間中に支給された請求期間に係る賞与の記録が漏れているので、当該賞与を標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社の請求期間に係る賞与明細書、B銀行が提出した預金取引明細及びA社と合併したC社の回答により、請求者は、平成19年12月7日にA社から賞与(60万2,000円)の支払を受けていることが確認できる。

また、日本年金機構が保管するA社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険育児休業取得者申出書及びオンライン記録により、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については60万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900341 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000073 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 6 月 25 日から平成 13 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る預金通帳の写し及び預金取引明細により、給与の振込金額が確認でき、B 町が提出した請求者に係る平成 10 年度 (平成 9 年分所得) から平成 14 年度 (平成 13 年分所得) までの課税証明書により、各年の給与収入額及び社会保険料控除額を確認することができるものの、前述の預金通帳の写し、預金取引明細及び課税証明書からは、請求期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A 社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。